

## 奈良県介護人材確保対策総合支援補助金

### 各種研修に係る代替要員の確保対策事業に係る補助金額等の基準について

#### 第1 補助金対象事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員を確保する事業の経費に対し助成する。

ただし、各種研修に係る代替要員の確保対策事業のうち、別に基準を定める事業は、この基準の対象としない。

#### 第2 補助事業者

介護施設・事業所を運営する事業者

#### 第3 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、介護施設・事業所の介護職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員の確保に要する人件費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人件費）とする。
- (2) 上記（1）の補助対象経費に、介護報酬である介護職員処遇改善加算が充当されている場合においては、当該加算による充当額を奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱第4条第1項第2号に定める「寄付金その他の収入額」とする。

#### 第4 補助基準額

補助基準額は、交付決定時に公表されている「事業所における介護労働実態調査」都道府県版（公益財団法人介護労働安定センター 奈良支所 公表）における直近の結果による、介護職員の所定内賃金（月給の者）の奈良県の平均賃金から第3（1）における処遇改善加算額を減じた額とする。

#### 附則

この基準は、平成28年6月27日から適用する。